

2022年10月14日

株式会社ナガホリ代理人
弁護士 太田 洋 先生
同 佐々木 秀 先生
同 石崎 泰 哲 先生
同 山本 晃 久 先生
同 瀬川 堅 心 先生

マイルストーンマネジメント株式会社
代理人弁護士 大下 良 仁
電話 03-6457-9175
FAX 03-6457-9176



通知書

前略 当職は、マイルストーンマネジメント株式会社（以下「当社」といいます。）の代理人として、貴社に対して以下のとおり通知いたします。

まず、結論から先に申し上げますと、当社は、2022年7月29日付通知書にてお伝えしました、貴社に対する大規模買付行為等を撤回させていただきます。
理由は以下のとおりです。

2022年9月26日の東京経済誌（Twitterにおいても掲載されているようです）及び2022年10月5日のAccess Journal誌において、貴社の連結子会社である株式会社仲庭時計店について、従業員による不正がありながら、貴社代表者を含む経営陣の主導の元、当該事実を公にすることなく隠蔽し、当該不正によって生じた損失を貴社が穴埋めした可能性がある旨の報道がなされています。

上記報道を受け、貴社は、2022年10月13日、上記報道の内容には「多分に憶測や推測を含み、事実とは異なる記載」があるとしながらも、2017年11月から2019年9月にかけて仲庭時計店の従業員による不正があり同社は多額の損失を被ったこと、これによって貴社は2018年3月期以降、総計で1億円を優に超える貸倒引当金を計上したこと、当該事象について開示しなかったこと、貴社代表取締役社長長堀慶太氏及び常務取締役吾郷雅文氏について処分がなされなかったこと等を開示されています。

ところで、当社は、貴社の株主であり、大規模買付行為等を提案させていただいている立場として、貴社筆頭株主であるリ・ジェネレーション株式会社と貴社の書面のやりとりを注視させていただいておりました。

従前から、リ・ジェネレーションは、繰り返し、貴社に対し、仲庭時計店に対する多額の貸付の用途及びその大半が損失計上されていることの理由を明らかにするよう質問し、仲庭時計店の財務諸表の開示を求めていました。しかしながら、貴社は、「もともと仲庭時計店は、関西地方を中心とした時計及びジュエリー小売の老舗であって、ジュエリーを中心とする当社の商品ラインアップの拡充及び関西地区への商圈・営業基盤の拡大を目的として、2014（平成26）年9月に買収しましたが、大口取引先の営業方針の大幅な転換等の複数の突発的な要因に伴い業績が低下することになり連結決算上の影響が生じているものです。しかしながら、当社が、グループとして構造改革を進めた結果、仲庭時計店の経営状態は改善しつつあり、現状において、株主共同の利益の観点から、特別にご説明すべき問題はなく、

既存の開示で特段問題ないと考えております。」とのみ回答され、これまで具体的な説明をせず、仲庭時計店の財務諸表の開示も拒否されていました。

要するに、貴社は、連結子会社である仲庭時計店で発生した従業員の不正行為（犯罪行為）やそれによる1億円を超える多額の損失の発生という重大事象（以下「本件事象」といいます。）について開示しなかったばかりか、株主からの質問に対しても曖昧かつ的を射ない回答に終始して、本件事象について隠匿を続けようとしたものといわざるを得ません。

貴社は、本件事象を開示しなかった理由について「上記不正事案に係る会計処理についても、監査法人に事案を説明しており、その処理も含めて、当社の連結・単体の財務諸表に関して無限適正意見を得ており、当社としては、適正に会計処理をしたと認識しております。さらに、下記に記載したとおり、各事案における当社の影響額等に鑑みれば、当時、個別の事案についての開示は必要なかったものと考えております。」と説明されています。

しかしながら、本件事象は、2年弱という短期間に、貴社の子会社の重大な内部管理体制の不備が原因で、従業員の不正行為（犯罪行為）が頻発し、貴社は1億円を優に超える貸倒引当金を計上するに至ったというものであり、本件事象は「株主共同の利益の観点」から開示することが適切であったことはいまでもありません。

また、短期間に貴社株式を大量に取得したり・ジェネレーションの狙いはさておき、上記重大事象は、株主にとって重大な関心事項であることは明らかであるにもかかわらず、リ・ジェネレーションの質問等に対する明確な回答をしないばかりか、「大口取引先の営業方針の大幅な転換等の複数の突発的な要因に伴い業績が低下することになり連結決算上の影響が生じているものです。」「現状において、株主共同の利益の観点から、特別にご説明すべき問題はなく、既存の開示で特段問題ないと考えております。」などと述べて曖昧な回答に終始し、本件事象について隠匿を続けようとしたことは、株主に対する説明責任という観点からも、極めて不適切であるというほかありません。

当社は、貴社の情報開示・コンプライアンス体制には不備がないものと信じ、それを前提に、投資行為の一環として大規模買付行為等の実施を決定しましたが、貴社の情報開示・コンプライアンス体制に重大な疑義があり、現状では、株主に対する誠実な対応を期待することもできませんので、貴社に対する大規模買付行為等を実施することは不可能であると判断しました。

つきましては、冒頭で述べましたとおり、当社は、2022年7月29日付通知書にてお伝えしました、貴社に対する大規模買付行為等を撤回させていただきます。

貴社より拝受しました2022年9月29日付「追加情報リスト(2)」につきましても回答いたしません。

また、当社が保有しております貴社株式も、今後、速やかに市場にて売却する予定です。

草々